

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和元年8月8日 午後 1時28分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	櫻井繁行
委員	矢口龍人
委員	中根光男
委員	古橋智樹
委員	来栖丈治

欠席委員

なし

委員外議員

議長	加固豊治
副議長	岡崎勉

出席説明者

なし

出席書記名

議会事務局長	前島嘉美
議会事務局補佐	石毛一朗
議会事務局	澤田幸一

## 議 事 日 程

令和元年8月8日（木曜日）午後 1時28分 開 議

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 事 件
  - (1) 令和元年第3回定例会の運営について
    - ・提出予定案件について
    - ・議案審査の方法について
    - ・一般質問について
    - ・会期日程（案）について
    - ・決算審査について
  - (2) その他
4. 諮問に対する答申（案）について
5. 閉 会

---

開 議 午後 1時28分

### ○川村成二委員長

それでは、皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

会議に入ります前に、加固議長からご挨拶をお願いいたします。

### ○議長（加固豊治君）

改めまして、こんにちは。

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中大変ご苦労さまでございます。

本日は、7月19日に貴委員会に諮問させていただきました令和元年第3回定例会の運営につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、某中学校PTA会長及び後援会長より、中学校生徒間の傷害事件についての要望が提出されております。一般質問の審議とあわせてご協議をお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

### ○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。議会事務局 澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、タブレット端末に掲載いたしました会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

---

### ○川村成二委員長

本日の事件は、(1) 令和元年第3回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

本日は、ご苦勞さまでございます。

それでは、説明させていただきます。

令和元年かすみがうら市議会第3回定例会提出予定案件をごらんいただきたいと思います。

報告が2件、条例が9件、補正予算が6件、その他が2件、決算の認定が7件、全体で24件を予定しております。

説明は以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

ご質問等もないようですので、次の議題に移ります。

次に、議案審査の方法についてを議題といたします。

お諮りいたします。

令和元年第3回定例会提出予定案件のうち、報告2件並びに決算の認定7件を除く条例9件、補正予算4件、その他2件、あわせて15件の案件につきましては、先例により、議長を除く全議員で構成する（仮称）令和元年第3回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することによってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、決算の認定に関する7件の案件につきましては、本日の日程事項の決算審査について協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、一般質問についてを議題といたします。

一般質問の通告を締め切りました結果、9名の議員から通告がございました。

お諮りいたします。

一般質問の期間を、9名ですので、1日3名、3日間とすることによってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、一般質問の通告内容につきましては、タブレット端末に掲載しましたとおりであります。一般質問の通告内容につきまして、お目通し願います。

なお、加固議長のご挨拶にもありましたとおり、某中学校PTA会長及び同後援会会長から、中学校生徒間の傷害事件についての要望がありましたので、あわせてお目通し願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時34分

---

再 開 午後 1時36分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

一般質問の通告内容につきまして、ご意見等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等はございませんか。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

先ほど加固議長のご挨拶があって、それで今、PTA会長、後援会から静観していただきたいというような、これが加固議長宛てで届いているというところで、一番考えなければいけないのは、設楽議員の一般質問の大きな1番のところにかかってくると思うんですけども。議会運営委員会のほうで考えないといけないと思うんですが、今、設楽議員の一般質問の映像自体が前回、前々回かな、作成中というか、映像は流していないような状況にもあるんですよね。たしかそれは弁護士の方から議会事務局のほうにお話があったみたいなんです。

もう1個、議会だより編集特別委員会の、僕は委員長を務めていますけれども、そのちょっと一般質問の記載の内容なんかも、まだ会議録というか議事録ができていない中で、どういうふうに考えたらいいのかなというのもあったんですが、弁護士の先生なんかにも相談させていただいて、今回、議会だよりは8月20日発行のものは歩み寄ったところで作成はしているんですが、今回についてはどういうふうに方向を持っていったらいいのかなというのがすごく考えなければいけないと思うんですが、皆さん、いかがですかね。僕がそんなことを言うのはおかしいかもしれませんが。

○川村成二委員長

委員の皆様いかがでしょうか。何かご意見ございましたら発言をお願いいたします。

来栖委員。

○来栖丈治委員

なかなか難しい問題ではあると思うのですが、当事者のほう、いわゆる某中学校の関係者から、議会では静観してほしいというような要望だと思しますので、余り込み入った形で議会で取り上げて、複雑にというか、学校経営そのものを思ったように回らない方向になる可能性があるということで、こういう要望が出てきているんだと思うんで、少しやっぱり今、櫻井副委員長からありましたように、慎重に考えたほうがいいのかというふうには思ったところなんです。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

一般質問なんで、難しくね、今の話じゃないけれども、細かいことを難しくすれば切りがないんですけども、あくまでもこれ当事者というかね、設楽議員にこの部分の通知を渡して、あとは本人に任せるしかないんじゃないですか。我々が何か言ってもしようがないと思うんで。あとは本人の良心に任せるしかないと思いますけれども。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

加固豊治君。

○議長（加固豊治君）

この要望に関して、私はお会いできなかったんですが、教育長のところにも行って、教育長はお会いしたそうです。私は事務局が出ていったもんですから、お会いできなかった。そういう経過で、教育長もこのことは把握しておりますので、ひとつよろしく。

○矢口龍人委員

教育長がちゃんと答えればいいんだよ。

○川村成二委員長

今、加固議長からございましたけれども、我々に配布されています要望については、加固議長宛ての書類ですけれども、教育長宛てにも同じ文書が発行されている。教育長が受け取って、設楽議員とはこのことについて話はまだしていないという状況です。

矢口委員。

○矢口龍人委員

だから、議長宛てに来たんだったら、議長が設楽議員にこの通知を渡してもらえばいいんじゃないの。それで発言をどうしろとかこうしろとかということは言えないんだから、どっちにしてもさ。だから、この内容でよく考えてくれということで、お話するしかないんじゃないですか。

○川村成二委員長

そのほか。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

この傷害事件についてという要望書は、まだ設楽議員のほうには確認はしていないということなんですよね。きょう終わってからということですかね。

○川村成二委員長

加固豊治君。

○議長（加固豊治君）

まだ行ってない。あとは審議していただいて、ここの議会運営委員会だけでこれをおさめちゃうんじゃなく、できれば議員全員に渡してわかってもらった上で、今、矢口委員が言うように圧力じゃなく、あとは本人、設楽議員じゃなくても誰かがまたやる場合であっても、その本人の考えでというほかないんじゃないですか、と私は個人的には思っています。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

中根委員。

○中根光男委員

私も個人的には、やはりこの要望書を設楽議員に直接、議長のほうから渡していただいて、そしてやっぱり良心的な判断を本人にさせていただいて、その内容も含めて精査してもらえばいいのかなという感じで私はおります。

以上です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

設楽議員の質問タイトルの、中学校の事故にかかわるタイトルなのですが、これは慣例的には大分超えて細かく書いてありますけれども、要望があったのに何かさらにエスカレートしているような表記になっているんですけれども、これは調整した上、この結果になったということですか。

○川村成二委員長

この要望ですか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

いや、要望とは別に、通告のタイトルのほうです。事務局どうですか。

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

設楽議員の大項目の質問の内容ですけれども、こちらの中学生傷害事件という文言は、前回の一般質問でも同様に表現をされておりますので、一度出ているタイトルでございますので、そのまま受け付けをさせていただきます。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

いや、それは十分理解できているんですけれども、いじめならいじめ、公務員法違反というなら違反という形で、一問一答でやると非常に議会を運営していく中ではわかりづらくなるという部分もあったりかつ誤解も生まれかねないので。もうちょっとこう事務局のほうからわかりやすく組み立てていただけませんかというようなことがあったほうが、まして一問一答ということなので。いつも質問通告に来たときに調整されていると思うので、そのときにその辺まで踏み込めなかったのかどうかというのは気になるんですけれども。

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

この質問の内容の趣旨の部分になりますけれども、いじめ防止条例云々の15条、16、17、18条というようにありますけれども、こちらについては一般的な条例の中の文言の問いも含まれているのかなというふうなこともありまして、一概に傷害事件だけの話ではない部分もあるのかなというので、その辺はちょっと私ども整理もできない状況ではあります。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

それと私が質問したのは、タイトルを議会だよりもお知らせするものですから、この某中学校のほうからの、後援会の要望も含めて配慮して調整することはできなかったのかなと。質問要旨はいいです。質問のタイトルを設楽議員もやりやすくかつ某中学校側への配慮もというような、受け付けの段階で欲しかったなど。改めてこの書類となってみると感じるんですけれども。なかなかそこまで設楽議員との調整は難しかったんですか。

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

おっしゃるとおり大変調整が困難でございました。

○川村成二委員長

それでは、ただいまの設楽議員の一般質問に関する内容及び某中学校からの要望に対する扱いについて整理をさせていただきたいと思います。

まずは、一般質問に対する修正等の内容につきましては、著しく市の一般事務からかけ離れたものを質問しているとかいう場合は修正の可能性はあるし、またそこはできると思うんですが、一般事務にかかわる部分で発言の抑制をするということは、やはり議会運営委員会としてもそれはできないでしょうということで、整理でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

あとは、この要望書につきましては、今回初めてこの場で公開されたわけですので、まず議長宛てにいただいた書類については、該当するであろう設楽議員に書類をコピーをお渡しするというので、議会運営委員会としての方向性はよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

ただいまの委員長のお話でございましたけれども、先例集の中で、陳情書、またはこれに類するもの、要望書、嘆願書等で議長が必要と認めるものは、議会運営委員会の中で請願書の例により処理し、その写しまたはその要旨を印刷し議員に配布するというふうになってございます。今のお話だと、当該の関係する設楽議員だけという話でございますので、その辺の取り扱いはいかがでしょう。

○川村成二委員長

今の前島議会事務局長のほうから先例集の内容について報告がございました。私が委員長として、この要望書を設楽議員へコピーを渡すといった内容は、事前に渡すということで、時期的には早いほうがいいというふうな思いがありましたので、早目に渡す。あとは、先例集による議員への配布、これは全議員へ議会の初日ですか、それとも通知、今までそれは、先例集はiPad等のITシステムの運用がない状態ですので、基本的には会期の初日に席上配布するというのでよろしいですか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、事務局、お手数ですけれども、設楽議員のほうへ直接、または郵送で配布の対応をお願いいたします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

佐藤議員の1番の市職員採用の中の3番の質問要旨なんですけれども、この1親等が問題だということ質問される内容なんですけれども、逆にこれ佐藤議員に聞きたいぐらいのところなんですけれども、問題はないのかと。これは調整、ヒアリングで何か確認はされたんですか。

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

特別確認はしていません。

○川村成二委員長

もう少し、この古橋委員の発言の整理をしていただきたいんですけども、1親等を職員に採用したということ自体、何を言おうとしているのかがちょっと私としてはわからないので、お願いします。古橋委員。

○古橋智樹委員

明確に疑義たる根拠が見当たらないと思うんですけども。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時52分

---

再 開 午後 1時56分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

ただいま古橋委員から、佐藤議員の一般質問1の③の事項について少し修正を加えたほうがいいんじゃないかというご意見がございました。このことについて、休憩中に皆さんの意見をお聞きしたんですが、整理するまでに至っておりません。ということで、発言そのものを修正するというについては、今回は見送りたいというふうに思います。また、議会事務局のほうで事前に一般質問通告の提出があった場合に、話を聞いて見直しできるものについては見直しをするという今後の対応をとるということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご意見等もないようですので、次の議題に移ります。

次に、会期日程（案）についてを議題といたします。

お諮りいたします。

令和元年第3回定例会の会期は、9月3日火曜日から9月18日水曜日までの16日間としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

先ほど相談した事項にもあるんですけども、私は、1つ提案があって、今までここ近年は決算審査が定例会の会期中でなく、第3回の定例会が終わってから決算審査が行われてきたというような経過があると思うんですけども、以前はきっと両町とも第3回の定例会の会期中に決算の審査をやっていたんじゃないかなと、そういうふうに記憶しているわけなんですけれども、日程にも絡んでくることなものですから、あえてここで言わせてもらいたいんですけども、実際、決算審査を早目にやること



で、会期中にやることによって、早く役所としても、職員が予算組みに切りかわっていきけるというように私はメリットがあるというふうに思っている。できれば会期中に決算審査を入れ込むことができないかというようなことで皆さんに提案を申し上げたいと思います。

#### ○川村成二委員長

ただいま来栖委員からの提案に対しまして、ご意見がありましたらお伺いいたします。

矢口委員。

#### ○矢口龍人委員

確かに以前は会期日程の中で、定例会の中で決算審査も全部済ませていたという経過があるんですけども、途中からそういうふうにして、定例会以後、次の定例会までにやるというふうなことになったわけですけども、確かにこの9月の定例会の中で決算審査特別委員会ができれば、次の予算審議等に関しても大分早く進むというふうなことにもなりますし、また、特別委員会で、15人での特別委員会を開いていますけれども、一般会計と特別会計を分けなくて、もう全部の審査を一気にやるというのも一つの方法かなとは思うんですけどもね。そのほうが執行部のほうもね、早く決算やってもらったほうが、きっと次の予算のほうも楽なんじゃないかなというようなことは私も感じてはいたんですけども。

#### ○川村成二委員長

そのほかご意見ございますか。

古橋委員。

#### ○古橋智樹委員

私も来栖委員がおっしゃった件については、まとめたことを議会運営委員会の中で提案させてもらったことがあるんですけども、ぜひ予算措置を執行部がする前に、決算としてしっかり議会側の意見を物理的に送るためには、いい取り組みになるのかなと思います。

#### ○川村成二委員長

そのほかご意見をお願いします。

中根委員。

#### ○中根光男委員

私もやっぱりできれば、問題がなければ、事前に、会期日程の中で決算審査、いつもそういうふうにやっていたから、だから、途中からね、それが終わってから、日数もかけてやっていたけれども。だから、今回は今までのようなこと、前みたいにもう1週間とか9日、決算にかかるということが今はない状況なので、だから、会期日程の中でやったほうが執行部においては次の予算を組み立てるのにもっとスピーディーにできるのかなという、そういうのは前回、私も考えていましたけれども。だから、可能であれば、私はそういうふうにしていただければいいかなと思います。

#### ○川村成二委員長

そのほかございますか。

櫻井委員。

#### ○櫻井繁行委員

すみません、僕、議員になってからずっと閉会してから、一般会計、特別会計を分けてやっているのしか体験したことないものですから、これ具体的に、来栖委員、例えばこの9月の定例会でいったら、どういうふうになってくるんですかね。ただ単純に、19日から決算審査特別委員会が会期中に入ってくるので、26、27日が閉会になるというような認識でいいんですか。

○川村成二委員長

来栖委員。

○来栖丈治委員

私は、この委員会の日程が13日までありますけれども、その後、休日が入って休会、休会のところから何日か加えて、4日とか5日でやるという日程になるのかなと思うんですけれども。

○川村成二委員長

それでは、ちょっと整理をします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時04分

---

再 開 午後 2時05分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

今、来栖委員から提案がありました会期中に決算審査委員会を開いてはどうかという提案がございました。まず1つ整理をしたいのは、会期中に開くことによって、職員サイドでのメリットが大きいという意見が来栖委員も古橋委員も、矢口委員からもございました。ただ、それについては事実確認はまだできていないし、どの程度効果があるかという意味合いでは、あるでしょうという意見でした。ですので、その辺についてもまだ整理はされていない。

あと、会期中にやることによって、議会事務局サイドでの業務負担、実務的な面でどのようなことが起きるのかということ一度整理をさせていただきたいと思いますので、議会事務局として想定されることを発言していただきたいと思います。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

今の話を総合しますと、大分変更点が出てくる可能性があります。まずは会期の日程でございますけれども、当然、今回お示ししました16日間ではできません。昨年の一般会計が3日、特別会計が1日で済んでございます。ただ、今回それを分けてやるのか、一緒にするのかによっても若干違いますので、全員で一緒にやるということであれば、一般会計と特別会計が部課ごとになりますので、一緒に入って審議するような形になってきますので、例年のやり方ですと最低でも4日間は必要にはなるかと思えます。

先ほど委員長からお話がありましたように、それで済むかということ、またそれも語弊がありますので、予備日は当然1日ないし2日とるしかないかと思えます。そう考えると、カレンダーを見てみますと、最短で9月20日が金曜日となります。そうしますと、議案審査特別委員会が例えば9月10日の場合に、1日で終わればですけれども、11日、12日、13日と17日、18日あたりまで決算委員会をやって、最後の2日間が休会と、最終日が本会議というような流れになるか、その翌週の3日間、次の週3日間休みがあるので、次の24日が最終日という可能性も出てくるかと思えます。その辺はいろいろ調整するところが必要なのかなと思えます。

あと、先ほど言ったように一般会計と特別会計で分けなくて一緒にするとすると、今度は決算審査特別委員会と議案審査特別委員会、2つの特別委員会を設置する形になります。というのは、決算審査の場合には、監査委員1名を除きますので、議案審査とは別に2つの特別委員会を設置して審議するという形になってくるかと思えます。メンバーは同じですけれども、決算審査特別委員会は、議長

と監査委員の2人が抜けるということです。議案審査特別委員会は、議長だけが抜けるということになるかと思います。

#### ○川村成二委員長

今、議会事務局のほうから決算審査を会期中に取り入れることによる問題点、課題を説明いただきました。現時点でそれを全て整理して、きょう今の段階で会期日程を決めなければいけません。そのことについては、やはりクリアすべき課題が私は多いと感じております。

あと、会期日程につきましては、年間の会期日程計画を既に執行部に対しても議員に対しても発行しております。それに基づいて準備を進めてきて、今回もこの第3回定例会の日程については事前に調整が済んでいる状況です。

そういうことからしますと、今回の定例会においては当初の予定どおり、閉会中に決算審査特別委員会を開いて審議する。次年度、令和2年の会期日程の調整のときにスムーズな運営ができるように、この議会運営委員会の中で全員で特別委員会を開くのか、通常どおり決算審査の2つの委員会をやって、会議録をつくって運用するのか。その辺も整理して来年の会期日程の調整を進めるということで対応したいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

発案者の来栖委員、いかがでしょうか。

来栖委員。

#### ○来栖丈治委員

私もことし云々という、そんなにこだわっていることではないんですが、議会事務局のほうで調べてあるかどうかわからないですけども、県南でも市町村できっとかすみがうら市と石岡市ぐらいか、今、決算の仕組み、会期以外のことをやっているところはないというふうに聞いています。いわゆる一般的なほうじゃないやり方をうちの市はしているということになるかと思いますので、できるだけ早い意味で、変更ができれば、役所内の動きとしてもスムーズになってくるのかなというふうに感じていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○川村成二委員長

確かに事例として他市議会の状況を把握することは必要ですが、それが全て当市の実態に合っているかということについては、当市で独自の判断があってもいいと思います。特に当市のいいところは、一般質問を事前に通知して市民に交付する、これはほかの市議会では行っておりません。そういうことも独自の判断としてやってきていますので、他市議会のことについてはあくまでも参考にして、あとは、議会事務局のほうで、お手数ですけども、会期中に早目にやるのが次年度予算の運営に効果が大きいという内容についての確認を、ヒアリングをできればしていただければなと思います。それによつては、9月会期の会期日程を前倒しでやるということも検討しなければならなくなってくるので、その辺について、令和2年に向けての調整をぜひ進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議会事務局長 前島嘉美君。

#### ○議会事務局長（前島嘉美君）

ただいまのご指摘のほうを確認させていただきまして、事務局で対応したいと思います。

#### ○川村成二委員長

それでは、確認をさせていただきます。

令和元年第3回定例会の会期につきましては、9月3日火曜日から9月18日水曜日までの16日間といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、一般質問の日についてですけれども、先ほど9名の一般質問者を3日間ということを確認をさせていただきました。日程につきましては、9月4日水曜日に3名、5日木曜日に3名、6日金曜日に3名とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

また、議案に対する質疑の通告期限を9月3日火曜日の午後5時までとし、討論の通告期限を9月13日金曜日の正午までとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、本委員会終了後、各委員にタブレット端末にてお知らせいたしますので、申し添えさせていただきます。

次に、決算審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

決算の認定に関する7件の案件につきましては、議会初日に市長から提案理由の説明並びに監査委員からの審査結果の報告を受けた後、先例のとおり、議長及び議会選出の監査委員1名を除き各常任委員会からそれぞれ選出されました委員7名で、いずれも構成する（仮称）一般会計決算審査特別委員会並びに（仮称）特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とした上で第3回定例会閉会後に審査することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、（仮称）一般会計決算審査特別委員会の委員の選出につきましては、総務委員会から3名、文教厚生委員会から2名、産業建設委員会から2名を、（仮称）特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選出につきましては、総務委員会から2名、文教厚生委員会から2名、産業建設委員会から3名をそれぞれ選出いただくことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、本議会における決算の認定の案件に対する質疑につきましては、先例により、案件の付託を受けた委員会に所属する委員以外の質疑は3回までとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで議長から発言の申し出がございます。

それでは、お願いいたします。

議長 加固豊治君。

#### ○議長（加固豊治君）

初めに、本市議会が担当となり開催されます県南 10 市議会議員親善ボウリング大会につきまして、参加者、組み合わせ等も決定し、各市議会に報告させていただきました。また、議員の皆様役割分担につきましても決定しておりますので、詳細につきましてご報告申し上げます。

次に、土浦市議会が担当となり開催されます県南 10 市議会議員親善ゴルフ大会につきましては、取りまとめをさせていただきましたところ、3名の議員が参加されますので、ご報告申し上げます。

次に、健康増進法の一部を改正する法律の施行により、令和元年7月1日から行政機関の庁舎等が原則敷地内禁煙となっております。つきましては、執行部での今後の対応状況をご報告申し上げます。

次に、6月定例会におきまして、一般質問の再質問の順序の変更を行ったことから、今後、議会運営委員会において、改めてご協議をすることとしておりましたので、その取り扱いにつきましてご協議をお願い申し上げます。

次に、議員からの資料請求につきまして、執行部から存在しない資料やインターネット等で取得可能なものの取り扱いについて申し入れがありましたので、近隣市議会の状況を調査しておりますので、その取り扱いにつきましてご協議をお願い申し上げます。

最後に、監査委員の本会議出席の有無につきまして、以前から土浦市においては監査委員の本会議出席がないとのことであります。つきましては、近隣市議会の状況を調査しておりますので、その取り扱いにつきましてご協議をお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局長より説明させますので、貴委員会のご意見を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○川村成二委員長

以上で申し出による発言が終わりました。

それでは、県南 10 市議会議員親善ボウリング大会についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

議会事務局長 前島嘉美君。

#### ○議会事務局長（前島嘉美君）

それでは、議長からの申し出のとおり、県南 10 市議会親善ボウリング大会の参加者名簿並びに組み合わせ表を別紙のとおり各市議会へ送付してございます。

資料をお目通し願いたいと思います。

ただ、今回、組み合わせ等をさせていただきましたけれども、かすみがうら市で田谷議員が選手になってございましたけれども、8月23日に茨城県後期高齢者医療広域連合会の定例会が入り、欠席ということでございました。その旨、議長にお話をしたところ、議長がみずから参加をしていただけるということで、名簿のほうに入れさせていただきました。

この内容でございますけれども、議長は1つのレーン、副議長は1つのレーンとしてございましたけれども、実はここに入っております15レーンの稲敷市の松戸副議長も茨城県後期高齢者医療広域連合会の名簿に入っております。恐らく欠席になる可能性があるということで、そこが3人になってしまうので、議長に入っていて、正副議長の1つのレーンと考えさせていただいた内容でござ

います。

続きまして、参加者名簿をごらんいただきたいと思います。

次に、当市の役員の皆さんのご協力をいただく内容でございます。

当日の流れでございます。

会場集合は、当初 12 時となっておりましたけれども、時間が余ってしまうかと思われましたので、12 時 15 分とさせていただきます。

集合後、受け付けの準備や各レーンへの靴の配布等を行っていただきます。受付係でございますけれども、当初のメンバーから欠席者もございましたので、若手議員のほうにお願いしたく、役割分担を変更させていただいた内容でございます。

受け付けの参加者のチェック、負担金の受領、ドリンク等の配布等の準備を行っていただきます。13 時ころから受け付けを行っていただく内容です。

なお、ほかの手のあいている議員には、随時お手伝いをお願いしたいと思っております。

受領いたしました負担金は、一旦、事務局でお預かりをさせていただき、開会式は 13 時 30 分から、川村議員の進行でお願いいたします。

次に、久松議員よりルール説明を行っていただきます。

次に、岡崎副議長の始球式を行っていただいた後、5 分間の練習を行い、競技に入ります。

競技開始後、競技に参加しない議員の方々には表彰式の準備等を行っていただきますが、準備が済みましたら選手の応援等をしていただければと思っております。

競技終了後、成績の集計作業を行いまして、表彰式担当者は表彰式会場の 1 階のパーティー会場へ移動していただきます。選手の皆様は、準備が整うまで競技場付近で待機をお願いすることになってございます。

表彰式は、櫻井繁行議員の進行でお願いいたします。表彰中にゲーム等の精算を事務局のほうで行わせていただきます。

表彰式終了後、懇親会場に移動し、古橋議員の進行で懇親会をお願いしたいと思います。精算につきましては、来栖議員にお願いをいたしたいと思っております。

事務局につきましては、表彰状、会場の後片づけ等をして解散となります。

なお、当日の流れ、懇親会出席等につきましては、再度、タブレット端末に掲載をいたしますので、各議員の再確認のお願いをするものでございます。

以上でございます。

#### ○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

櫻井委員。

#### ○櫻井繁行委員

局長、司会とかそういうシナリオというのは、もうできていますか。

#### ○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

#### ○議会事務局長（前島嘉美君）

既にできておりますので、いつでもお渡しできるような内容になっております。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

自分のところは、14時30分は表彰式の司会ですので、このシナリオとかをガルーンでお送りいただければ助かるんですが、お願いします。

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

各議員にお送りさせていただきたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

私から、ちょっと懇親会会場の事前に誰かが待機するとか、その辺はどのようになっているんでしょうか。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

特別、待機というのはなかったんですけども、マロウド筑波のほうにも事前に打ち合わせをしております、お願いをしている状況でございます。

○川村成二委員長

事務局なり、誰か1名いたほうが私はいいいのではないのかなという気はするんですが、議員で手のあいている方がいれば早目に行っていただくという調整はぜひ行っていただきたいと思います。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

それでは、調整して対応させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

それでは、本件につきましては、議長の申し出並びに事務局の説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、県南10市議会議員親善ゴルフ大会についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

こちらの資料は添付してございません。

先ほど議長からの申し出のとおり、ゴルフ大会につきましては、土浦市議会の担当で、来る10月23日、当市の出島ゴルフクラブで開催されます。参加者は、矢口議員、古橋議員、来栖議員の3名でございます。

詳細につきましては、タブレット端末にて既にお送りしてございますので、再度ご確認をお願いし

たいと思います。

以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明は終わりました。

ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

矢口委員。

○矢口龍人委員

3人なんですか、3人しか出ないんですか。

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

申し込みは3名でございました。

[人数について発言する者あり]

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時26分

---

再 開 午後 2時28分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

それでは、本件につきましては、議長の申し出並びに事務局の説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、行政機関庁舎等の敷地内禁煙についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

議長からの申し出のとおり、健康増進法の一部を改正する法律の施行により、令和元年7月1日から、行政機関の庁舎等が原則禁煙となっております。執行部の対応についてご報告いたします。

資料の（1）番、建物の定義でございまして、禁煙の対象となります建物の定義として、第1種施設の多数の者が利用する施設のうち、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎が該当となります。第1種施設のうち、禁煙できない場ということで、真ん中の（1）の下のところにて特定屋外喫煙場所以外の場所と規定されております。

その（2）の特定屋外喫煙場所の要件としましては、①喫煙することができる場所が区画されていること、②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、③第1種施設を利用する者が通常に立ち入らない場所に設置することとされております。

（3）の今後の対応としまして、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は、特定屋外喫煙場所に合致していると考えられるため、喫煙可としてすることとしております。各自治体の対応を踏まえ、今後の敷地内



全面禁煙を検討する必要があるとされております。そのことから、3階の喫煙場所についても同様の取り扱いになると考えられます。

また、参考までに、茨城新聞に掲載された各自治体の取り組み状況を添付しておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

以上です。

○川村成二委員長

ただいまの件につきまして、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

電子たばこ類の、従来のたばこと違う形は、これは対象なんですか。

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

同様の対象であります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、ただいま事務局から説明がございましたが、庁舎の対応としましては、喫煙場所が明確に確保されているということで、喫煙場所での喫煙は当分の間認めるということで、全面喫煙については今後の対応となるということで、よろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時32分

---

再 開 午後 2時36分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

今、局長のほうから、まずは千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎ということで限定的にこの喫煙対策を行うということだったんですが、かすみがうら市内には、そのほか、中央出張所、また、働く女性の家等、多くの公共施設があると思うんです。その辺も一緒に足並みをそろえて考えていく必要があると思いますので、もしその辺、お考えがあれば答弁いただきたいと思いますが、なければ、今後しっかり考えていただきたいと思います。

○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

執行部のほうとちょっと確認をさせていただきまして、報告させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、本件につきましては、議長申し出並びにただいまの事務局の説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の再質問の順序変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

先ほど議長から申し出がございました、6月の定例会において、設楽議員からの一般質問における再質問の順序の変更につきまして、議会運営委員会で協議をすることとしておりましたので、県南10市議会の状況調査をさせていただきました。

資料をごらんいただきたいと思います。

県南10市の質問順序の変更についてでございます。

変更を行ったことがあるという自治体が石岡市、取手市、つくば市、質問順序のとおり行っているというところが牛久市、稲敷市、かすみがうら市は以前の内容でございます。

次に、一問一答方式であるため質問順序のとおり行っている自治体は、龍ヶ崎市、守谷市、つくばみらい市でございます。

特に決まりがないという自治体が土浦市でございます。

その各議会のほうで実施状況を確認してございます。

土浦市では特に決まりはないということですが、現在、一般質問全般の見直しを行っているということで、この調査内容を参考にしたいというお話がございました。

石岡市は、順序の変更はまれにあるとのことですが、当日の変更は認めていないということでございます。

取手市は、順序の変更は事前に議長の許可を得ておりますが、当日の変更は認めていないというようなことでございます。

牛久市は、仮に飛ばして行った場合は、放棄したとみなしているとのことでございます。

つくば市では、順序の変更はまれにありますが、議長の判断によって行っているとのことでございます。

その他、順序の変更はございませんということでございます。

3番のかすみがうら市の先例集でございます。

先例集の173番の一般質問の方法、一般質問は、通告の際に選択した発言方法で通告書に記載した順序により行うとございます。中には再質問という文言が入っておりませんので、そういったものを含めましてご協議をお願いしたいと思います。

以上です。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

そうすると、議会運営委員会でも前回お預かりして、結論を後日調整すると私は認識していたんですけども、そうすると、この2ページの3番ということで、再度通告するという、通告するというか、全議員に認識いただくということの理解でよろしかったでしょうか。

○川村成二委員長

そのように考えておりますので、皆様の意見を整理していきたいと思います。

古橋委員。

○古橋智樹委員

私として加えていただきたいんですが、この3番の173と175というので2つあるんですけども、その質問主題の要旨の順序ということで、答弁のほうはなっているんですけども、議員側ですね、質問の方法にはその旨ははっきり書いていないので、質問タイトルなのか、要旨の順なのか、この際、ここは明確に伝えるべきかなと思います。先ほど設楽議員みたいにマルチなタイトルで出て、箇条書きも入っているので、なおさら必要なかなと思います。

○川村成二委員長

ほかの委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。今の古橋委員の提案に対するご意見等ございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、まず整理をしたいんですが、一般質問について、1回目の発言並びに再質問含めて、1回目の質問については順序の変更は認めないということで、まず整理してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、再質問に当たっては、質問の順番を変更することについては認めることにしますか、それとも認めない、順番どおりやるという整理をするということでいくのか、その辺についてはいかがですか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

結局、再質問の場合に、その順番というけれども、要するに1、2、3、4とあった場合に、1やって、2をやらないで3へ行って4で終わるということは、質問者の自由だと思うんですね。要するに再質問するかしないかというのは、ただ、4やって、1やって、2やって、3やるというのは、ここはどうかなということが今問題かなと思うんですけども。ですから、やらないのは別に問題ないわけでしょう。

○川村成二委員長

そこで、皆さんに整理したいんですけども、質問の順番を変えるということ、質問を放棄して飛ばすということは別に考えていただきたい。ですので、放棄することは認める。順番を後のものやるということは、私はこれは順番の変更ではないというふうに理解していますので、議長の議事運営の中でも、前の質問に戻って発言することをしない、放棄ですねという確認をしていただければ、私はいいいのかなと思います。

そこで、皆さんに整理していただきたいのは、順番をあくまでも入れかえて発言をするということ

について、どのように整理しましょうかと。ただ、聞いている市民、あるいは放送を聞いている市民からすると、余り行ったり来たりするものは聞いていてわかりづらい気がしますので、委員長としては、順番どおり時間内で調整をして発言をしていただくということが私は、やはり議員としての努めではないのかなという気もします。1回目の質問、2回目の質問以降の再質問についても、順番どおり行う。途中、質問を放棄して先に進んでいくことについては認めると。それは今までにもあったことですからね。

いかがでしょうか。

[発言する者あり]

#### ○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時47分

---

再 開 午後 2時58分

#### ○川村成二委員長

会議を再開いたします。

それでは、一般質問についての発言のあり方について、整理をさせていただきたいと思います。

委員の皆様のご意見をお伺いしますと、発言の順番を変更しないほうが、聞く側にとってもわかりやすい、市民にとってもわかりやすくなるということから、順番は入れかえないで行うことをよしとするということで、先例集については、通告書に記載した質問主題の順序により行うということでもまず整理して、再質問についても主題の順番で行うということを明記したいと思います。

ただし、放棄について、やはり一文加えることが私はよいのかなと思います。発言を放棄して順番を飛ばすということもあり得ると思いますので、その放棄の扱いについてはいかがいたしましょう。明記しないでもよしとするか、順番どおり行うということになれば、それでいいよと。

矢口委員。

#### ○矢口龍人委員

再質問なんで、例えば放棄しますとかしませんとかと言わなくても、要するに2番に入れば、もう既に1は放棄したということになるんで、それでやれると思うんだよな、わざわざ一々それを言わなくてもよ。

#### ○川村成二委員長

ちょっと私がそれを明記しようというのは、その当たり前のことが通じない可能性がありますので。

矢口委員。

#### ○矢口龍人委員

順番でやるということは決まったんだからさ、主題で順番にやるということが決まれば、2になれば、2から1にはいかないんじゃないの。それはどう考えたって、順番じゃないものだって。

#### ○川村成二委員長

わかりました。

それでは、矢口委員からの発言があったように、放棄する云々については、先例集の文言の中には追記しないということでもよろしいですか。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

先例集の171番の（3）の一番下のところなんですけれども、当該質問において、通告項目の質問をしない場合には、当該質問項目の発言権を放棄したものとみなすというふうに文言が入っておりますので、放棄の部分はここで対応できるのかと思います。

○川村成二委員長

それでは、ただいま放棄の部分については既に先例集に記載が、それに準じたものがあるということですので、全員協議会で配布する資料については、その先例集を明記して、全体がわかる、一般質問の発言についてわかるような内容で先例集を記載してください。よろしくお願いします。

そのほかご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、本件につきましては、ただいまの委員の皆様の内容で整理して進めたいと思います。

次に、議員からの資料請求についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

議長から申し出がございましたとおり、議員からの資料請求につきまして、県南10市議会の実施状況等を確認をさせていただいております。

資料請求を行っているが、龍ヶ崎市以外全て資料請求を行っております。

2番の資料請求に対して執行部の取り扱い状況についてでございますが、文書として存在しているものを提供しているが9市でございます。文書が存在しない場合でもできるだけ作成して提供しているのが6市でございます。請求に対応するため、必要に応じ他市の状況を調査し提供しているが6市でございます。ホームページやインターネット等で取得できるものも提供しているが6市議会でございます。直接議員から担当部局に請求があった場合でも提供しているが7市でございます。

3番の資料請求に対して提出期限の目安につきましては、速やかに対応しているという市が最も多いようございます。

4番の規定等の有無については、執行機関の好意によって便宜上提供している自治体が最も多いようになっています。

5番の先例集はごらんいただきたいと思いますが、次の3ページ、平成30年1月1日から令和元年7月25日までの資料請求の状況を調査してございます。内容は記載のとおりでございますので、請求件数につきましては、ほぼ毎年同じような傾向でございます。ただ、請求期限の目安について、若干の違いがございます。

以前から、執行部のほうからも、ペーパーレス化の推進を含めて、ホームページやインターネットで取得できるものは個人で取得できないかというような話もございました。そして、提出期限の目安については、存在する文書につきましては最短で提供できますが、新たに作成して提供する資料につきましては、それなりの日数と決裁に要する日数を加味する必要があるとの回答がありましたので、私のほうからも資料請求につきましては、日数的に10日から14日の目安として、整い次第速やかに提供するというのではどうかと考えてございます。

また、先ほど申しましたように、タブレット端末等も貸与してございますので、ホームページやイ

インターネットでの取得できるものは個人で取得をしていただくようお願いしたいと思っております。  
以上、ご協議をお願いしたいと思います。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。  
ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。  
ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、まず資料請求に対する請求期間について、今、局長のほうから、10日から14日を目安にさせていただきたいということですが、そのことについてはいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、10日から14日の範囲で期日を指定していただくき、回答にあたっては、でき次第速やかに提出するという事です。

そのほかに、インターネット等で議員みずからが検索できることまで資料請求をしているという案件が少しあるということについては、どのような扱いにいたしましょうか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうすると、資料請求があった時点で、その内容で、今言ったようにデータをホームページとかでとれるという場合には、そういう知らせを議員に出してあげればいいと、私は思いますけれども。

○川村成二委員長

そのほかご意見ございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、矢口委員からございましたけれども、インターネットで検索できるアドレス等を議員にお知らせする。ただ単にインターネットに出ていますよということではちょっと探せないと思いますので、こういうふうにごこのアドレスで検索していただければここに載っておりますという回答の仕方でのいいのかなという気がいたしますが、執行部側ではどのような対応をしたいということでしょうか。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

その中身の詳しいところまでは伺っていませんけれども、単純にインターネットで取得できるものは取得していただきたいというような申し出だったものです。検索できないとかという部分については確認はしておりませんが、資料請求の場合には、添付書が来るかと思しますので、添付書の中に、そこに検索できるようなものを書き込むことも可能ではないかと思しますので、執行部側にその辺をお話ししてみたいと思っております。

○川村成二委員長

それでは、要は簡単な資料まで執行部へ資料請求しているという部分だと思います。そこで、先例集の資料請求の手続という表現がございます。この中に、インターネット等で検索可能な事項については、議員個人が対応するという一文を加えることはいかがでしょうか。

櫻井委員。

### ○櫻井繁行委員

そのままインターネットで自分でダウンロードするということだと思っるので、それは今、サイボウズグループを皆さん使われていると思います。そのファイル管理一覧に既に入っているものもありますよね。そういうものも含めてというような認識でいいですよね。

### ○川村成二委員長

私としてはそういう認識ではいるのですが、議員によっては使いなれていない、あるいは探しきれないということが考えられますので、資料請求した場合、資料のありかが明確な場合は印刷することなく、資料のありかを資料請求の回答として出すことで私はいいいと思います、委員の皆様いかがでしょうか。基本的に検索できるものは検索する、また、わからなくて請求しても、掲載場所が明確なもの場合は、そのアドレス、あるいは資料のあり場所を明記したもので資料請求の回答とするということをやっと簡単に文書にまとめて追加するということがよろしいですか。

矢口委員。

### ○矢口龍人委員

議会の場合は、ほとんど資料がわかるようになりましたけれども、さっきの話だと、例規集もなかなか検索できなくて、私もお願いして資料を出してもらったりしたけれども。やっぱりだんだん奥へ入ってくると、いろいろ検索の仕方で行くというのがあるので、その辺は逆にそういう指導をしてもらえればね、もっともっと深く入って行けると思います。

それとあと、一般的な会議録ですか、審議会とか教育委員会というものの会議録は、公表されていない、開示されていないと思うんですよね。ですから、そういうものは、開示されているものされていないものをはっきり出してもらえれば、さらにわかりいいかなと思いますので、ぜひそういうふうに進めてもらいたいと思います。

### ○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

### ○議会事務局長（前島嘉美君）

今おっしゃったような形で執行部のほうにもお話ししたいと思います。

### ○川村成二委員長

それでは、ただいまの件につきましては、皆様のご意見を取りまとめて、先例集を一部修正する形で全議員に周知するということがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○川村成二委員長

それでは、事務局、よろしくお願いたします。

続いて、監査委員の本会議出席の件についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

議会事務局長 前島嘉美君。

### ○議会事務局長（前島嘉美君）

こちらにつきましても、議長からの申し出のとおりでございます。私も監査を実施している折に、監査委員より、土浦市においては本会議に出席していない旨のお話を伺っておりました。つきましては、県南10市議会の監査委員の本会議の出席状況を調査させていただきました。

資料をごらんいただきたいと思います。

毎定例会初日と最終日に出席しているという自治体は牛久市でございます。水戸市は参考までに掲

載させていただきました。

9月の定例会の初日のみ出席している自治体は石岡市を初め5市であります。当市は9月定例会初日と12月定例会最終日に出席をしてございます。そのほか必要とあるときのみ出席している自治体は取手市でございます。出席していない自治体は土浦市と龍ヶ崎市でございます。

参考までに地方自治法の条文を掲載しております。

第121条におきましては、議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないとされております。

ちなみに決算の認定の議案につきましては、市長が提案する内容になってございます。監査委員が9月の冒頭に検査結果の報告を本会議で行っていると。なおかつ紙面上でも決算報告書を配布しているということもございます。そういった観点から、監査委員からも本会議出席についてのお話があったのかなと思っております。

説明は以上でございます。ご協議のほどお願いしたいと思います。

#### ○川村成二委員長

あと、事務局長、12月定例会最終日の出席においては、出席するのみで発言はないということでしょうか。

議会事務局長 前島嘉美君。

#### ○議会事務局長（前島嘉美君）

そのとおりでございます。

#### ○川村成二委員長

以上の状況、報告ですけれども、方向性としては、監査委員を議会本会議への出席自体しなくてもよろしいのではないかということの確認になります。というのは、決算については市長案件で提示されているということですので、監査の内容については、報告書の中に文書として記載があるということで、わざわざその発言も必要ないのではないかということだと私は認識しております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

櫻井委員。

#### ○櫻井繁行委員

自分が議員になった前回の4年間の間で、監査委員から、例えば議場で発言があったというのは、その報告の件1件、9月の定例会だけだと思うんですけれども。何か以前に、例えば監査委員が何かあって、議場で発言をしたというような経緯は何かあったのでしょうか。

#### ○川村成二委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

#### ○議会事務局長（前島嘉美君）

私の記憶ですけれども、私が議会事務局に以前にいたときに、監査委員に質問というのは確かにありました。ただ、そのときは代表監査委員というよりも議会選出の監査委員に質問ということであったように記憶してございます。そのほか最近については、質問等はほとんどないと記憶しております。

#### ○川村成二委員長

櫻井委員。

#### ○櫻井繁行委員

特段、その議会運営に差し支えがなければ、監査委員を常に議場の席を用意する必要はないのかなという気は自分もしていますし、監査委員、何で座っているのかなというようなのも確かに多少はあ



りますから、それは、時代の流れというか、正しく変えるべきところは変えていってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

委員の皆さんはいかがでしょう。  
古橋委員。

○古橋智樹委員

今、副委員長が言った流れで加えさせていただくと、私は取手市と同じように必要があるときだけ出席していただければいいのかなと思います。行政委員は何も監査委員だけじゃなくて、教育委員の代表は教育長ということで、慣例でいつも出られていますけれども、農業委員会会長だって、場合によってはこれまでうちの議会でも出たことはありますよね。

ですから、今回、資料になっているということは、そういう監査委員の皆さんの意向も踏まえてのことだと思いますので、私は必要があるときご出席いただくという、監査委員だけではない話なので、そういうことで今回対応いただければと思いますけれども。

○川村成二委員長

それでは、ちょっと整理をします。現状、監査委員が出席していることについては、先例集で取り決めは何かあるのでしょうか。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

特別ございません。議長の出席要求があったものの出席ということでございます。

○川村成二委員長

ということは、地方自治法に基づく議長から出席を求められたときには議場に出席しなければならないの扱いで、通例により議長が出席要請をしていたというのがこれまでの経緯です。先例集等にも出席の義務化は明記されておりませんので、今後については……。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

すみません、大変失礼しました。先例集の128番で、監査委員の説明ということで、決算を議題に供したときは、市長の説明後、決算審査意見書について、必要に応じて監査委員に説明を求めるといふ文言がございました。失礼しました。

○川村成二委員長

それでは、私の発言も少し訂正させていただきます。

先例集には、必要に応じて監査委員の発言を求めるといふ条文がございます。その条文は、そのまま、必要に応じてですので、生かすことは可能だと思います。きょうの議会運営委員会の場で、9月定例会において以降特段の必要がない場合は、監査委員の出席要請はしないという整理でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

---

○川村成二委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。  
答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたします。  
ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 3時21分

---

再 開 午後 3時38分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

それでは、答申（案）につきまして、ご意見、またはお気づきの点がありましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご意見等もないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、8月27日火曜日に開催予定の全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

---

○川村成二委員長

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

櫻井委員。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。

その他ということで、私のほうから皆さんにお話しさせていただきたいんですが、昨年の6月の下旬から、このiPad、サイボウズガルーンを使用して1年少々たつところだと思うんです。そういう中で、先ほど矢口委員もおっしゃったんですけれども、例えばソフトウェアの更新がかかっても、アップルIDとか、それを入れないと、それはおのおのが持っているIDなんですけれども。できないというようなところがあって、それも一々事務局に確認をしなければいけないとか、もっと言うと、アップルIDを議員がわかっていると、例えばネットフリックスという有料で使うようなものをこの中にダウンロードができてしまうので、そうすると多分、議会活動の範疇を超えているということで、事務局のほうでそこは制限をかけているんだと思うんですが。そういうことも含めて、あとは、見て活用されている方、活用しきれていない方、また、返信をしっかりとってくれる方、見ているんだけど、返信をしない方とか、いろいろいらっしゃると思いますし、1年ちょっと使って、こういうところを少し改善してほしいなというような部分があったりとか、そういうのが皆さんあるのではないのかなというふうに思いますので、何かそういうところで一度、勉強会ないしそういうものが開けたらいいかなと思っているんです。

それで、アイブックのほうにダウンロードするのも、何か50枚というちょっと今制限がかかっている、何かすごく使いづらいなというところがあって。基本計画なんか百何ページあるものを50枚ずつ

こう1、2、3、4とかと分けないと入らないようなところもちょっとあるので。何かそういうところを制限なくやれるといいなというのとか、皆さんで少し意見を出し合って、勉強会ないしそういうものが、そういう難しいあれじゃなくてやればいいなと思うんですが、いかがでしょう。

#### ○川村成二委員長

今、櫻井副委員長のほうから、iPad導入から約1年たつということで、一部、議員改選がございましたので、新人議員にとっては短い期間ではございますけれども、とにかくかすみがうら市議会としての運用は1年経過したということで、ここで一度、問題点の洗い出しと改善項目の洗い出し、また、さらなる使い勝手の向上も含めて勉強会をしてはどうかという提案がございました。

いかがでしょうか。実施する方向で検討することよろしいでしょうか。

[「はい、実施してください」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

それでは、実施に向けた協議についてはどうしましょう。

議会事務局長 前島嘉美君。

#### ○議会事務局長（前島嘉美君）

櫻井副委員長のほうからお話がありましたが、私どものほうもグループウェアの会議の開催とか案内等の確認をしていない方がいらっしゃいますので、その辺については、やはり危惧していたところでございますので、再度の勉強会は必要かなと思っておりました。

ただ、副委員長のお話がありましたように、改善したい点等々については、事務局だけでもちょっと考えつかない部分もございますので、その辺は質問項目を幾つか出していただければよいと思っています。その辺をご協議いただければと思います。

#### ○川村成二委員長

それでは、改善項目、あるいは問題点等についても事務局では把握しきれていない部分もございしますので、どうでしょう、今度の全員協議会で全議員に提案して、簡単な用紙を配って、それで回答をいただくということで、10日から14日間の回答期限を設けて。もう何もなければそのままいいということで、問題点の把握を整理する。それから、実際にどのようにやるかを事務局で検討していただくということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○川村成二委員長

では、そういう形で進めたいと思いますので、皆さん、ご協力をお願いいたします。

---

#### ○川村成二委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

長い時間にわたり大変ありがとうございました。

散 会 午後 3時44分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長      川 村 成 二